

# Insight Review

～ 世の中の確かな情報を鋭い視点でお届けします ～

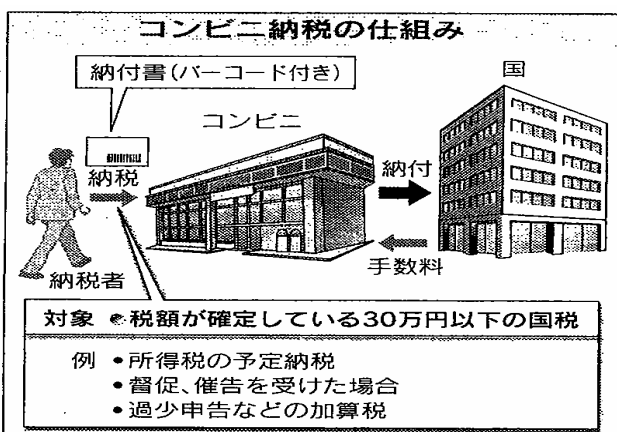
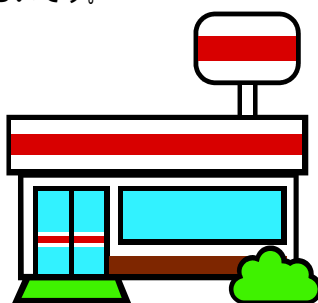
## 国税納付 コンビニ4万店での納付可能！

2008年1月からコンビニエンスストアでの国税納付制度が始まります。セブンイレブン・ジャパンやローソンなど大手チェーン約10社が参加し、全国4万店で利用できる見通しです。

対象となるのは納税額が確定している国税で、上限は30万円です。主に個人事業主や高額所得者など数百万人が利用可能対象となり、これにより24時間営業のコンビニと組んで納税の利便性を高めるねらいです。

具体的な開始日は来年1月4日。これまでも国税の納付は税務署だけでなく、全国の4万拠点ある銀行や郵便局でも可能でしたが、夜間や休日は窓口が開いておらず、期限までに税を納められない納税者も目立っていました。そこでコンビニと組むことで納税拠点は倍増し、夜間・休日納付への対応も可能となる公算です。

対象となるのは、「所得税」「法人税」など30万円までの国税の納付です。所得税の場合、個人事業主や高額所得者らの予定納税が主な対象となります。予定納税は、確定申告時に多額税額を一度に収めると負担が重くなるため、前年の所得をベースに7月と11月に所得税の一部を予納する制度であり、対象者は年間150万人ほどです。税務署から送られてくるバーコード付きの納付書をコンビニに持ち込めば、その場で納税できるようになります。



税金を滞納した場合の督促状にもバーコードを添付し、コンビニで納付できるようになります。04年度に消費税の免税点を1000万円に引き下げてから税を滞納する個人事業主らが急増しており、昨年には約100万人の滞納者が新たに発生しているのが実情であり、過少申告などの加算税の納付もコンビニ納税の対象にするようです。

ただし、税額の確定していない一般の申告納税では利用できず、従来通りの対応になりますが、雑所得があった一般の会社員などの場合、申告時に税務署で納税せずに、納付書を持ち帰って、後日コンビニで納付することは可能とのことです。

(日本経済新聞より抜粋)

## 中小企業の収益性が5年連続でアップの傾向

国民生活金融公庫が2006年度の「中小企業経営状況調査」を公開しました。これは、今年の1～3月に決算を行った法人企業1905社の決算書を対象に、売上高や経常利益、固定費、借入金などについて尋ねたものです。

同調査によると、2006年度における中小企業一社あたりの売上高は3億818万円で4年連続の前年比増、経常利益は一社当たり536万円(同18.0%増)で5年連続の前年比増となりました。

さらに、収益性を表す指標でも、売上高営業利益率が1.8%(同1.6%増)、売上高経常利益率が1.74%(同1.68%増)と



わずかながら上昇しています。

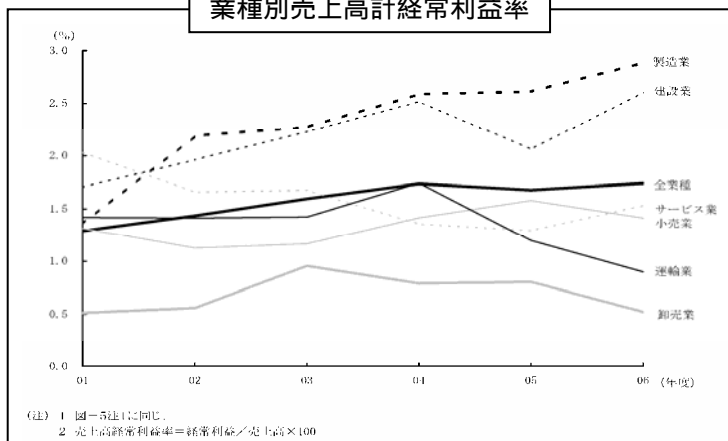
このように収益性が高まっている背景としては、人件費(同4.2%減)を中心とした固定費(同2.7%減)の減少があります。バブル崩壊以降、大企業がリストラクチャリングによって収益性を高めてきたのと同様、中小企業でもコスト削減など経営の効率化により、収益性の向上に向けた取り組みがなされている状況があるようです。

しかし、これを業種別に見ると、製造業(売上高4.9%増、経常利益30.5%増)、建設業(売上高3.6%増、経常利益37.7%増)のように好調な業種もあれば、卸売業(売上高0.7%減、経常利益24.5%減)のように低調な業種もあります。また、原油高騰の影響が運輸業(売上高0.8%増、経常利益19.2%減)のように増収減益になっている業種もあります。

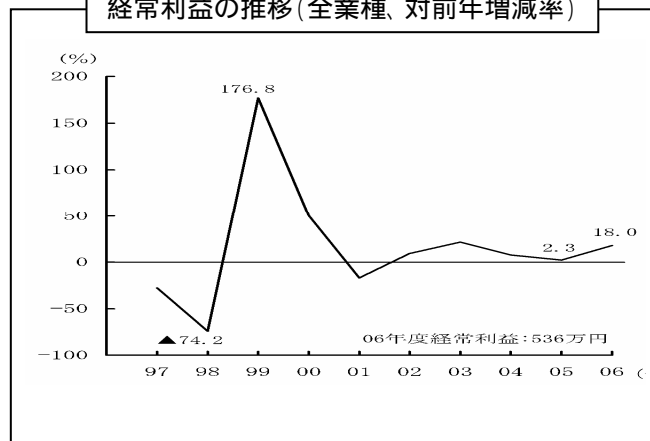
一見、中小企業全体が上昇傾向にあるようにみえる同調査ですが、このように業種間の格差が広がってきている様子も見て取れる結果になっています。



業種別売上高計経常利益率



経常利益の推移(全業種、対前年増減率)



## One Point

### 通信費と運賃の区分について

自社の商品などを顧客に発送する費用について、「通信費」にするか「運賃」にするかを相談されることがあります。

会社によっては、郵便(切手)で送るものは通信費、小包や宅配便で送るものは運賃と分けている場合がありますし、比較的に少額のを通信費として扱っている場合もあります。また、商品を送る場合は必ず運賃(荷造運賃)にしているところもあります。



結論をいえば、販売のために自社の商品を顧客に送るという目的においてはどちらでも構いません。通信費も運賃も当期の費用(損金)として処理できる科目のため、どちらで処理しても税務上の違いは無いのです。

ただ、経理においては、取引が明確に区分されていることが重要で、後で細かい利益計算などをする場合に商品発送費とそれ以外を区分する必要があることがあります。また同様の費用が異なる科目に区分されていると、税務署から疑いの目を向けられる可能性が多少ながらあります。

そういった意味では、商品の発送費は運賃(荷造運賃)と統一しておいたほうが良いかもしれません。

なお、広い意味で運賃(運送費、配送費、通信費など)を捉えた場合、必ずしも当期の費用(損金)として処理できるわけではないので注意が必要です。

たとえば、固定資産(機械装置や備品類など)の購入にあたって生じた運送費については、原則として固定資産の取得価額に算入し、減価償却をする必要があります。また、棚卸資産(仕入品や材料など)の仕入れにあたって生じた運送費については、棚卸資産の購入原価(主として仕入勘定)に算入されます。

また、棚卸資産を事業所間で移動する時にも注意が必要です。完成した商品を事業所(工場など)から事業所(営業所など)に送る場合は、販売費として当期の損金にできます。しかし、未完成の商品(仕掛品)を完成品とするために別の工場に送るための運送費は、製造経費として製造原価に算入することになります。



## 仮想世界「セカンドライフ」



### <セカンドライフとは>

みなさん「セカンドライフ」をご存じでしょうか？セカンドライフとは、欧米で急成長しているネット上の3D仮想世界のことです。米リンデンラボ社が運営しており、「アバター」と呼ばれる自分の分身をその世界に作って、現実の世界のように土地を買い、家を建て、そして他の住人たちと交流をしていくというものです。アバターとは、オンラインゲームなどで髪形、服、アクセサリなどを自由に着せ替えできるキャラクターのことで、言わば仮想空間におけるユーザーの化身です。セカンドライフの世界では登録時に12種類の中からアバターを選択しますが、ゲームを進めていく中で服装や髪形の変更はもちろん、かぶり物をしたり翼をはやしたり、考え得る限りのことができます。また、これまでのオンラインサービスと違うところは、「リンデンドル」という仮想通貨が流通していて、これを使用してさまざまな経済活動ができることです。

### <セカンドライフでできること>

日本では「円」、アメリカでは「ドル」という通貨が存在しているように、セカンドライフの世界には「リンデンドル(L\$)」という通貨が存在しています。現実の世界と同様に、土地を買うにも、服を買うにも、遊園地で遊ぶにもお金が必要なのです。そしてこの通貨は、現実の米ドルと換金することが可能です。つまり、セカンドライフの世界で儲けたお金を、実際のお金に換金できるのです。実際に、セカンドライフの世界で1億円以上を稼ぎ出した人もいます。また、セカンドライフの世界で土地を購入して地主になるか、地主から土地を借りるかして、その土地にマイホームを建てたり、お店を作り商売をしたりすることも可能です。ユーザーの想像力次第でプール付きの豪邸を建てることも可能です。

そして、セカンドライフの世界ではチャットを使用することによって世界中の人々とコミュニケーションをとることができます。ただ、道に立っただけで、誰かが話しかけてくることもありますし、逆に操作に困ったときは通りがかった人に聞けば、大抵の場合親切に教えてくれます。

### <企業の取り組み>

セカンドライフの世界では、個人だけでなく企業も活動しています。企業もセカンドライフ内に土地を買い、ビルや店舗をかまえることにより、現実世界のような営利活動ができます。また、家や車など仮想の商品を売ったり、新製品発売のイベントを開催したりして、現実の事業に誘導することも可能です。具体的な企業としては、トヨタ、ニッサン、BMW、メルセデスなどの大手自動車メーカーや、IBM、DELLといったIT企業など名だたる企業がセカンドライフに進出しています。

### <セカンドライフを始めるには>

セカンドライフを快適に楽しみたいならば、ある程度性能の良いパソコンを使用しなければなりません(メモリも積めるだけ積んだ方がよいでしょう)。また、ウィンドウズビスタには、当初対応はしていなかったため、これから始める方は十分確認ください。

#### 住民登録

セカンドライフ日本語版公式ホームページ (<http://jp.secondlife.com/>) にアクセスしてください。

セカンドライフで使う名前を決め、住民登録をしてください。

#### ログイン

最初のログインで「オリエンテーションアイランド」に降り立ちますので、ここで基本操作を学びます。

#### 基本的な動き方

セカンドライフ内では、「歩く」「ジャンプする」「座る」のほかに「飛ぶ」があり、自分の分身であるアバターを操作することができます。

#### おすすめスポット

セカンドライフ内では、新宿歌舞伎町をモチーフに作られた「KABUKI」や、京都をモチーフにした「NAGAYA」など現実の世界さながらのエリアがありますので、歩き回るだけでも十分楽しめます。

セカンドライフは単なるオンラインゲームではありません。世界中の人とのコミュニケーション、営利活動、創作活動などありとあらゆる事が可能です。

ガイドブックも出ておりますので、参考にして新しい世界を覗いてください。

「仕事とパソコン」11月号より



## 健康診断実施していますか

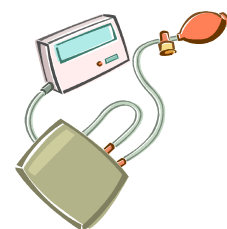
### 健康診断実施義務

労働安全衛生法に、会社は使用する従業員に対して、医師による健康診断を実施しなければならないと規定されています。この義務に違反した会社(会社のみ)には、**50万円以下の罰金**が課せられることになっています。

また、パートタイム労働者の健康診断の実施については、次の2つの要件のいずれも満たす場合に必要としています。

- (1) 期間の定めのない雇用であること。(ただし、契約期間が1年(一定の有害業務は6ヶ月)以上である者、契約更新により1年以上使用されることが予定されている者および1年以上引き続き使用されているものを含む)
- (2) 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間の4分の3以上であること。

したがって、上記(1)(2)の2つの条件を満たすパート労働者は健康診断の実施対象となりますが、そうでない場合は健康診断を実施しなくても差し支えありません。



### 健康診断受診義務

労働安全衛生法は労働者に対しても、「会社が行なう健康診断を受けなければならない。」と規定しています(会社が主催する健康診断でなくてもよい)。

労働者の健康診断受診義務に対しては、会社の健康診断実施義務と異なり、罰則は規定されていません。

つまり、会社は健康診断を受けない従業員に対して業務命令として健康診断を受けるように命じることは問題ありません。しかし、嫌がる従業員を無理に引っ張って健康診断を受けさせることは現実的ではありません。

それでは、健康診断を受けない従業員に対して「何度言っても受診しないので、そのままにしておこう」として、健康診断を受診させないままにしておくことは問題ないのでしょうか。

## 1.安全配慮義務

会社には、労働契約上、労働者の生命、身体、安全そして健康に配慮するといった安全配慮義務が課されています。

そのため、健康診断を受診しない従業員をそのまま放置して、もし潜んでいた病気が原因となり労働災害が発生した場合には、相当の補償を請求される可能性があります。

また、潜んでいた病気が直接的な原因でなくても、高血圧の従業員に対して、高所作業を命じたところ、ふらついて転落した場合など、健康診断を受診させていない(本人が受診しなくても)うえ、高血圧の従業員に労働強化を行ったということで安全配慮義務違反に問われる可能性が大きいと思われます。

会社のリスクを回避するためには、就業規則(または個別の労働契約)において、健康診断の受診義務を規定し、その規定に違反した場合の懲戒規定を必ず記載しておき、口頭で健康診断を受けるように伝えたにもかかわらず、頑なに受診しない従業員に対しては、就業規則に基づく懲戒処分を行い、その記録を残しておく必要があります。

## 2.結果の通知

労働安全衛生法では、会社は、健康診断後の措置として労働者の健康の保持増進のために必要があるときは、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮などを行う必要があります。また、健康診断の結果を労働者に通知しなければならないことになっています。

そのため、健康診断の結果、「異常あり」と診断された労働者に対しては、労働強化を行わないように注意し、産業医等と相談のうえ、病院に行くように通知しておく必要があります(文書で通知し、証拠を残しておくことをお勧めします)。

## 3.健康診断の費用負担

健康診断の費用については、法で事業者健康診断の実施の義務を課している以上、当然、事業者が負担すべきものであることとされています。(昭和47年9月18日基発第602号)



## 4.健康診断の受診に要した時間の賃金支払い

一般健康診断の場合は、有給にするか無給にするかは会社の自由です。したがって、無給としてその時間の賃金を支払わないこととしても違法ではありません。

## 5.健康診断結果の保存義務

会社は、健康診断結果について「健康診断個人票」により5年間保存することを義務付けられています。また、常時50人以上の労働者を使用する事業場は、健康診断結果について「定期健康診断結果報告書」により、所轄の労働基準監督署に報告することが義務付けられています。

## 「基礎から学ぶ投資信託」～ 基準価額と分配金

最近、定期的に分配金を受取ることができる投資信託に人気が集まっていますが、みなさんはこの「分配金」のしくみをご存知でしょうか？中でも分配金を毎月支払うものを「毎月分配型投信」と呼び、月々定期的に分配金を受け取れることで、購入者に安心感をもたらし、人気を呼んでいるようです。

この「毎月分配型投信」の代表格ともいえる国際投信投資顧問の「グローバル・ソブリン・オープン(毎月決算型)」に至っては、残高3.3兆円を超える超巨艦ファンドに成長しています。

そこで、今回はこの「分配金」のしくみについて解説したいと思います。

### 基準価額とは？

例えば、預金元本が“自分のお金”で利息は“もらえるお金”と考えるように、投資信託の基準価額と分配金も同様に別ものだと誤解されている方が多いようです。預金をする際の利息については、“もらえるお金”なので多ければ多いほど良いといえますが、投資信託の場合、基準価額と分配金を別々にとらえ、分配金が多ければ多いほど良いという考えは正しくありません。

では、基準価額と分配金はどのような関係なのでしょう？基準価額という言葉から順に見ていきましょう。

基準価額とは、投資信託に組み入れられている株式や公社債等を全て時価評価し、債券の利息や株式の配当金などの収入を加えた総資産から、投資信託の運用に必要なコストを差し引いた純資産総額を計算し、それを受益権口数で割った「ファンド一口当たりの価額」です。

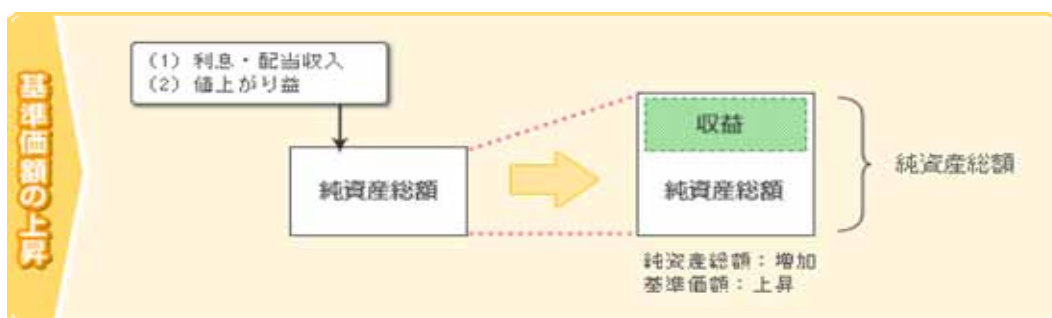
$$\square \rightarrow \text{基準価額} = \text{純資産総額} \div \text{口数}$$

ここで注意していただきたいのは、基準価額とは、単にファンドの価格(値段 = Price)ではなく、一口当たりの価額(価値 = Value)なのです。そのため、得られた利息・配当収益は全てこの基準価額に含まれており、分配金(の原資)はここから支払われることになります。

### 分配金は基準価額の一部です

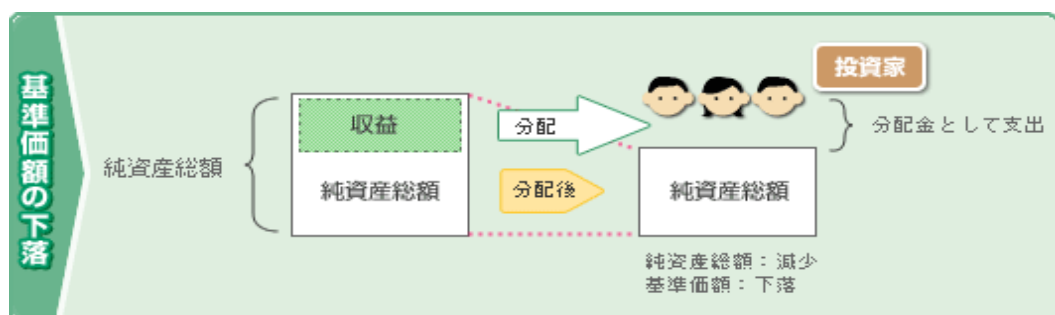
次に、基準価額の変化を見ながら、より具体的に分配金のしくみを見てみましょう。

(1) 基準価額は、運用によって得られた損益などを反映させることで、値動きします。



収益分がプラスされ純資産額は増加、一口当たりの価値である基準価額も値上がりします。

(2) 分配金が支払われた後の基準価額はどうなるのでしょうか？



分配金が支払われると、純資産総額は減少し、基準価額も値下がります。

## 優秀な社員を辞めさせない方法

YAHOOのニュースに少し気になる記事がありましたのでご紹介します。

「[16 Ways to Keep Your Best Employees -- Without Breaking the Bank](#)」というタイトルのITworld.comの記事です。

原文には、「多くの社長はビジネスのルールが変わったことに気がついていない。昔はお客様が神様だったが、最近に従業員を満足させる事で従業員がより良いサービスを提供して顧客を満足させるということが求められる。従業員がより芝が青い土地に移動すれば顧客もその従業員についていくだろう。」というような事が書いてありました。

新天地を探すというのは、既に辞める気持ちが発生しているということなので、そもそも従業員が「より青い芝」を探し始める時点で手遅れだそうです。

原文には、自分の土地をより青く保つための「種」を16個紹介しています。以下、それらの要約です。誤訳などがあるかも知れないので、詳細は原文をご覧ください。( <http://www.itworld.com/Career/nlscareers071008/> )



### 1. 企業文化を正しく伝える

文化に合わない人を雇っても辞めてしまいます。入社してから実情に気が付いた従業員は辞めます。現状を正しく伝えたくて、将来はどうなりたいかや、面接を行っている相手とその目標に対してどのように貢献できるかなどを語りましょう。

### 2. 規律の範囲内で自由を与える

チャレンジングな課題を与えたり、仕事に直接的に関係がない教育を受ける事を許可するのも良いかも知れません。

### 3. 多様性を大事にする

画一的な人材ばかりでは活気のある職場は作れません。多様性は活気や新しいアイデアを産み出します。多様性を保つにはリーダーが様々な意見に耳を傾けられるように努力をしなければいけません。

### 4. 良き企業市民であること(コーポレートシティズンシップ)

昔は利益をあげることが全てでしたが、最近では社会の一員としての企業の責任/義務を考慮する必要があります。環境保全活動などをする社員を表彰するなどの方法があります。

### 5. 正しく褒める

誰かが凄い成果を出したら、その事を本人に伝え、周辺の人々にも伝えましょう。さらに、顧客にも伝えましょう。

### 6. 福利厚生で工夫

どこでもあるような福利厚生ではなく、従業員が喜ぶものを考える。Qualcommでは社員の夜食を提供してくれる。コインランドリーサービスや、週に一度の昼食サービス、エキスパートによる教育を受けれるようにするなどもあり得る。

### 7. 従業員のニーズは変化する

子供が生まれたり変わる。歳を取ると親の面倒をみなければならなくなるかもしれない。仕事以外の部分の負担を軽減すれば、仕事に集中できる時間が増える。

### 8. 偉大な従業員は偉大なリーダーの下に集う

従業員は仕事を辞めるのではなく、リーダーに対して辞める。

## 頭の体操



西暦が4の倍数はうるう年で、2月が29日までありますが、西暦が100の倍数の年(1900年や2100年)はうるう年ではなく、また400の倍数の年(2000年)はうるう年です。2004年2月7日は土曜日でした。では、21世紀(2001～2100年)で最後に2月7日が土曜日になるのは西暦何年ですか。

(東京出版「秘伝の算数」より)

## 9. 定期的な面接

従業員は自分が会社にどうやって貢献できているかを知るのが好きなので、面接の時間を使ってそれを伝えるようにする。

## 10. 最も仕事がしやすい環境を整える

各自のアイデアを発揮できるようにする。Googleでは20%の時間を使って各自が好きなことを出来る。使うツールを十分そろえてあげるのも重要。

## 11. 仕事/プライベートのバランス

最近の若い人は、親がひたすら仕事に身を捧げてやりたい事を全く出来ずに55歳を迎え、突如として解雇されて再就職先が無いような状況を見たりしています。そのため、「私はそうはならない」と思っています。

## 12. 休暇をとるようにしつこく迫る

良く休暇をとる従業員の方が健康であり続けます。また、燃え尽きる事も少なくなります。

## 13. 雇用主と従業員の間信頼関係を

リーダーを信頼できる時、従業員は良く働きます。また、従業員は自分達が信頼されているとわかる必要もあります。例えば、Best Buyでは9時から5時という時間が適応されず、自分で時間を管理できる従業員制度によって効率を上昇させました。

## 14. 雑草を排除する

効率が著しく低かったり、ネガティブな従業員は良い従業員に悪影響を与えます。

## 15. 新人発掘

インターンや社内指導教育プログラムを利用して新しい才能を発掘しましょう。

## 16. 季節毎に大切に思っている事を伝える

夏は金曜日を半日にしたり、季節の果物をオフィスに贈ったり、季節毎に「大事に思ってるよ」と伝えましょう。



# 12月度の税務スケジュール

内 容	期 限
11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収額(当年6月～11月分)の納付	納 期 限 12月10日(月)
10月決算法人の確定申告 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・(法人事業所税)・法人住民税	申 告 期 限 平成20年1月4日(金)
1月、4月、7月、10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 平成20年1月4日(金)
法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 平成20年1月4日(金)
4月決算法人の中間申告(半期分) 法人税・消費税・地方消費税・法人事業税・法人住民税	申 告 期 限 平成20年1月4日(金)
消費税の年税額が400万円超の1月・4月・7月決算法人の3月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 平成20年1月4日(金)
消費税の年税額が4,800万円超の10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告 消費税・地方消費税	申 告 期 限 平成20年1月4日(金)
固定資産税額(都市計画税)の納付(第3期分)	納 期 限 12月中において市町村の条例で定める日
給与所得者の年末調整	調 整 時 期 本年度最後の給料の支払いをするとき

## 今月の名言録

### 紙一重

天才と狂人とは紙一重というが、その紙一重のちがいが、何という大きなへだたりが生まれてくることであろう。たかが紙一重と軽んじてはいけない。そのわずかのちがいが、天才と狂人ほどの大きなへだたりが生まれてくるのである。



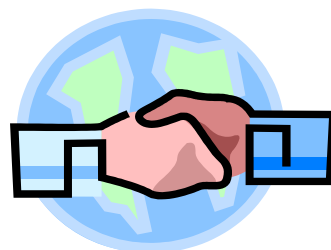
人間の賢さと愚かさについても、これと同じことがいえるのではなからうか。賢と愚とは非常なへだたりである。しかしそれは紙一重のちがいが生まれてくる。すなわち、ちょっとしたものの見方のちがいが、えらい人と愚かな人との別が生まれてくるのである。どんなに見ようと、人それぞれの勝手である。だからどんな見方をしようとかまわないようではあるけれど、紙一重のものの見方のちがいが、賢と愚、成功と失敗、繁栄と貧困の別が生まれてくるのであるから、やはりいいかげんに、ものの見方をきめるわけにはゆくまい。考えてみれば、おたがいの生活は、すべて紙一重のちがいによって、大きく左右されているのではなからうか。だからこの紙一重のところをつかむのが大切なのであるが、これにはただ一つ、素直な心になることである。素直に見るか見ないか、ここに紙一重の鍵がひそんでいる。

(「道をひらく」 松下 幸之助著 PHP研究所)

## 無料相談会実施中！

現在、皆様のまわりで下記のような事項で何かとお困りの方がおみえでしたら、お気軽にご相談ください。

随時、無料相談会を開催しております。なお、完全予約制となっておりますので、必ずご連絡頂きますようよろしくお願い致します。



- ・新規にご開業される方、された方(開業支援、税務相談、社会保険相談など)
- ・現在の顧問先に不満をお持ちの方(税務相談、経営相談、経営診断、事業計画など)
- ・相続でお困りの方(今後、発生することが予測されるが具体的にどうしたらよいのかわからない方など)
- ・不動産の有効活用でお悩みの方 など

## 事務所のご案内

名古屋市中区金山一丁目4番4号第9タツミビル9階

TEL: 052 - 331 - 0135

052 - 331 - 0145

FAX: 052 - 331 - 0167

<http://www.asaoka-kaikei.com>

本誌の内容で何かご質問などがございましたら、下記の担当までお問い合わせください。

税理士・行政書士  
不動産鑑定士  
社会保険労務士

浅岡 和彦  
佐々木 勝己  
近藤 裕美

